

監事が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類
(私立学校法施行規則第3条第1項第6号関係)

宣誓書

各監事について、次に適合していることを宣誓します。

- 一 私立学校法第46条第1項各号に該当しない者であること
- 二 評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないこと
- 三 監事のうちに、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

年 月 日

学校法人〇〇学園

理事長 〇〇〇〇

- (注) 1 「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。
- 2 私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上」は「3人以上」と変更することができる。

＜関係法令＞

■私立学校法

(理事の資格及び構成)

第三十一条 次に掲げる者は、理事となることができない。

- 一 法人
 - 二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
 - 三 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者
 - 四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 五 学校法人が第百三十五条第一項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないもの
- 2 第三十三条第三項若しくは第四十八条第二項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第百三十三条第十項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から二年を経過しない者（第四十六条第一項第二号及び第六十二条第二項において「被解任役員」という。）は、当該学校法人の理事となることができない。
- 3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。
- 4 理事には、次に掲げる者が含まなければならない。
- 一 当該学校法人の設置する私立学校（二以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか一以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第三十六条第三項第三号において同じ。）
 - 二 その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び子法人に使用される者のいずれでもない者
- 5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。
- 6 理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。
- 7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。

(監事の資格)

第四十六条 次に掲げる者は、監事となることができない。

- 一 第三十一条第一項各号に掲げる者
 - 二 被解任役員
- 2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。
- 3 監事は、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。

■私立学校法施行規則

(特別利害関係)

第十二条 法第三十一条第六項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の特別な利害関係として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 一方の者が他方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- 二 一方の者が他方の者の使用人である関係
- 三 一方の者が他方の者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している関係
- 四 一方の者が他方の者の前二号に掲げる関係の者の配偶者である関係
- 五 一方の者が他方の者の第一号から第三号までに掲げる関係の者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする関係